

# 平成21年度試験 B-1

1. これから午後の試験を始めます。
2. 問題を読み始める前に、B-2の各頁にあなたの受験番号を記入して下さい。
3. 試験B-1は、実務に関する試験の問題で、全部で6問あります。
4. 試験問題をよく読んで、解答をB-2の各欄に正確に記入して下さい。  
問1については、B-2の1頁から12頁までです。  
問2については、B-2の13頁から14頁までです。  
問3については、B-2の15頁です。  
問4については、B-2の16頁から19頁までです。  
問5については、B-2の20頁です。  
問6については、B-2の20頁です。
5. 解答時間は、3時間です。

あなたの受験番号

- (問 1) 別紙1の資料(1.現形図 2.従前の土地の明細 3.換地図 4.換地の明細)により、換地計画書(B-2の1頁から12頁までの地区総計表、所有権に関する明細、所有権以外の使用及び収益を目的とする権利に関する明細、その他特別の定めをする土地の明細、換地設計総括表(1.(2)団地計画の内容)、不換地・特別減歩申出書、創設換地取得同意書)を作成しなさい。

(作成上の留意事項)

1. 斜線を引いた欄は、記入しなくてよい。
2. 所有権以外の権利又は処分の制限がなく、かつ、不換地又は特別減歩を行わない場合は、所有権に関する明細中組合せごとの「換地交付基準額」、「換地交付基準地積」、「地積の増減の割合」、「清算金」欄の記入は、省略してよい。
3. 各筆換地等明細書は、該当する権利者等の住所及び氏名又は名称並びに土地の所在を必ず記入すること。また、換地と従前の土地の組合せが明らかになり、かつ、その組合せごとの換地及び従前の土地の各筆が明らかになるよう、それぞれに横線を引いて区分すること。
4. 賃借権のある土地の換地清算金は、耕作者を対象とすること。
5. 地積を特に減じて換地を定めた従前の土地にあつては、所有権に関する明細中「記事」欄の記入は、省略してよい。
6. 担保権設定のある土地は、補償金等の供託は行わないものとする。
7. 事業主体は農村土地改良区とする。

- (問 2) 別紙2の登記事項証明書(7筆)により、従前地各筆調書(B-2の13頁から14頁)を作成しなさい。

(作成上の留意事項)

1. 斜線を引いた欄は、記入しなくてよい。
2. 表題部・権利部の記録証明は、試験の便宜上省略するものとする。

- (問 3) 浅倉正晴が所有者として登記されている土地について、代位登記を申請する必要があるので、別紙3の原戸籍謄本、除籍謄本、全部事項証明書の範囲内で相続人を調査し、本籍及び氏名並びに法定相続分を(B-2の15頁)に記入しなさい。

(作成上の留意事項)

新戸籍編製につき除籍となっている者については、新戸籍地で生存しているものとする。

なお、浅倉なみの婚姻前〔村上なみ〕には、相続人が存在しないものとする。

- (問 4) 下記に掲げる土地(6筆)について、登記申請書(B-2の16頁から19頁)を作成しなさい。

(作成上の留意事項)

1. 登記申請書には、「登記の目的」、「原因」、「被代位者(所有者)」、「不動産の表示」等の各該当欄(□)に必要な事項を記入すること。
2. 下記の整理番号1から3までは、別紙4の相続関係説明図、整理番号4、5は別紙5の所有権登記名義人関係書類、整理番号6は別紙6の地積測量図を参照のこと。
3. 解答の記入に際しては、下記の整理番号とB-2の整理番号が一致するように記入すること。

整理番号	登記簿に記載された土地の表示				登記簿に記載された所有者			備 考
	所 在	地 番	地目	地積㎡	住 所	氏 名	持分	
1	川田市野中宇里前	120番	田	1230		田 中 実		相続関係説明図参照のこと。 ただし、所有権の登記がない(未登記の土地)。
2	川田市中松宇砂田	300番3	畑	980	里山郡川田町	(共有者)		相続関係説明図参照のこと。
					中里宇杉山12番地1	鈴木 茂	1/3	
					山市	(共有者)		相続を要しない。
					中村宇谷口55番地25	川上 正一	2/3	
3	川田市西野宇北田	250番	田	1530	石井市	佐藤 静志		相続関係説明図参照のこと。
4	川田市小松宇清水	125番5	田	1021	三元市			氏名の更正
					清水宇川島158番地	井上 哲男		所有権登記名義人関係書類参照のこと。
5	川田市桜井宇大山	163番	畑	291	川田市			住所の変更
					北野宇中島30番地	長谷川 清		所有権登記名義人関係書類参照のこと。
6	川田市小山宇沢田	55番	田	1876	川田市			土地分筆、地積測量図参照のこと。 (測量地積の誤差は精度区分の限度を超えるため地積更正を併せて行う)
					西野宇川中22番地	久保田 修		

- (問 5) 下図のように、公共測量における平面直角座標が与えられた頂点A、B、C、D、E、Fを有する平面上の六角形の土地がある。この土地について次の各問に答えなさい。ただし、数値が根号あるときは数値のまま、そうでないときは

(問 5) 下図のように、公共測量における平面直角座標が与えられた頂点A、B、C、D、E、Fを有する平面上の六角形の土地がある。この土地について次の各問に答えなさい。ただし、整数解が得られるときは整数のまま、そうでないときは、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位まで記入するものとする。

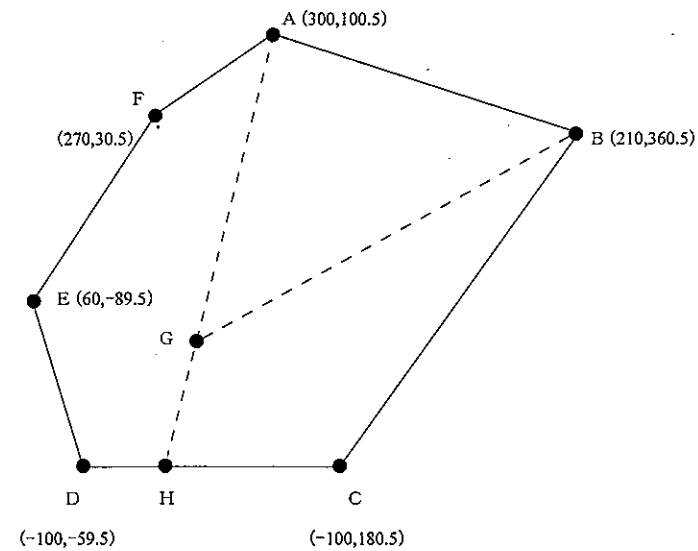
(1) この土地の面積を求めなさい。

面積 =  m<sup>2</sup>

(2) この土地の面積を直線AH及びBGで三等分するとき、点H及び点Gの平面直角座標をそれぞれ求めなさい。ただし、点H及び点Gはそれぞれ直線CD上及び直線AH上の点である。

① Hのx座標 =  m  
Hのy座標 =  m

② Gのx座標 =  m  
Gのy座標 =  m

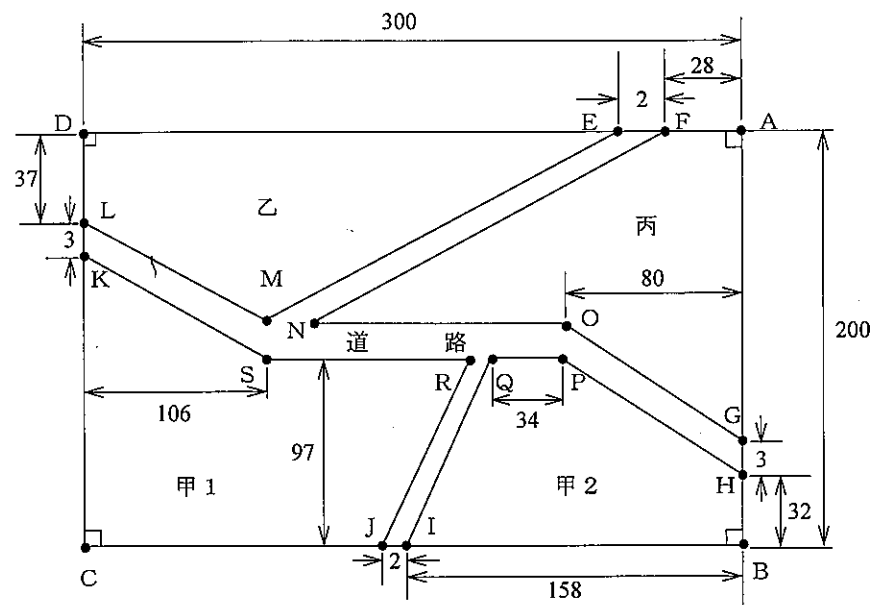


(注) 単位はmとする。

(問 6) 図1のように甲、乙、丙の所有する農地がある。また、甲2の土地は4分の1の地積を特に減じる旨の申し出があった。これについて図2のようなほ場整備事業の計画を立てて、共同減歩により農道を拡幅するとともに、農業用揚水機場の用地を創設することとした。このとき次の間に答えなさい。

- (1) 換地交付率(%)を求めなさい。ただし、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位まで求めるものとする。
- (2) (1)で求めた換地交付率を用いて、ほ場整備後(図2)の甲、乙、丙の換地交付基準地積(m<sup>2</sup>)を求めなさい。ただし、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで求めるものとする。
- (3) (2)のとき、ほ場整備後(図2)のYの値(m)を求めなさい。ただし、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで求めるものとする。

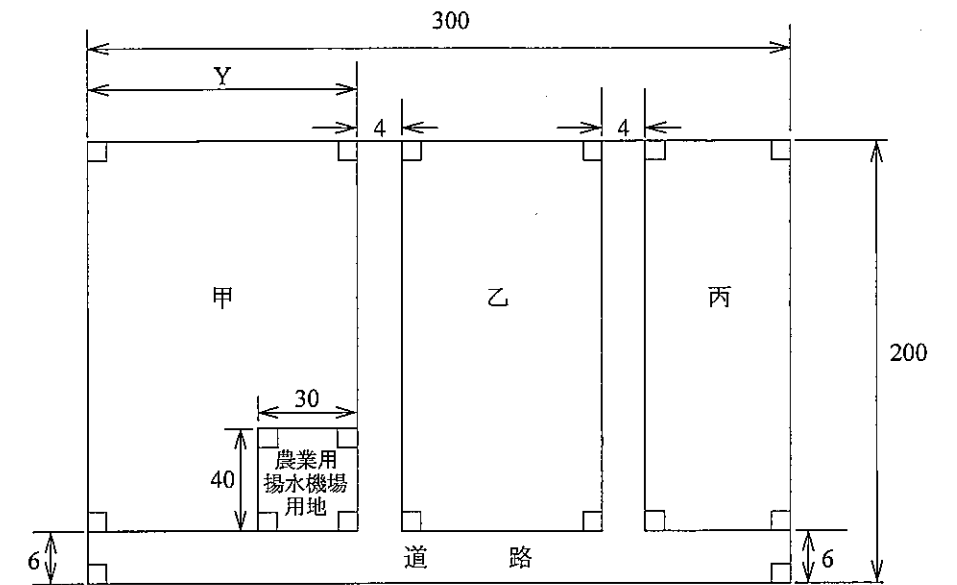
図1



A~Sは筆界点で、各境界線は直線である。  
 MO (NはMO上) とPS (QとRはPS上)、LMとKS、OGとPHは、それぞれ平行で等距離にあり、ADとMOは平行である。

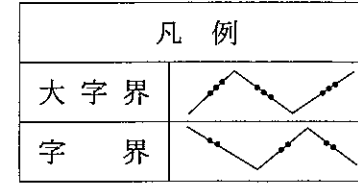
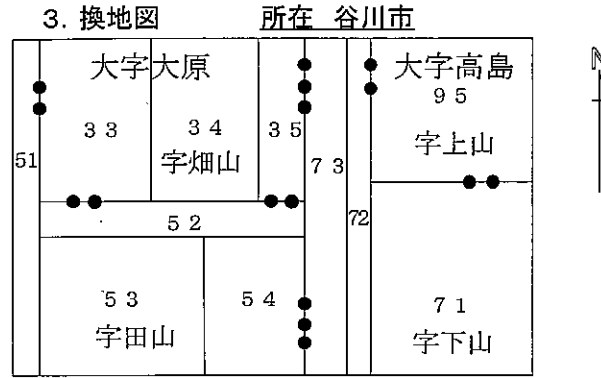
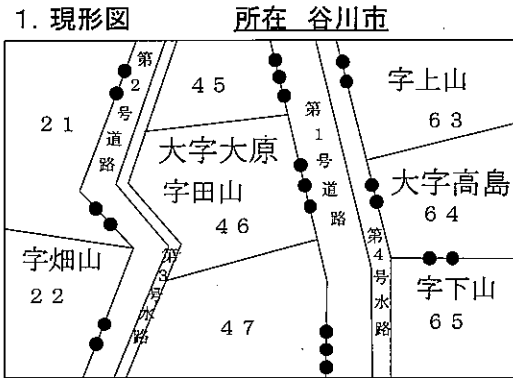
(注) 単位はmとする。

図2



(注) 単位はmとする。

現 形 図  
従前の土地の明細  
換 地 図  
換 地 の 明 細



(注)  
 (1) 現形図及び換地図の道路・水路は、農業機械の継続作業をするための横断が可能なものとする。  
 (2) 各図面は各土地の配置を示すものであり、縮尺は一定していない。

2. 従前の土地の明細(大字、字名は現形図参照)

所有権登記の有無	地番	地目	用途	地積(m <sup>2</sup> )	評 定		換地交付基準額(円)	換地交付基準地積(m <sup>2</sup> )	所有権及び地役権以外の権利又は処分の制限	所有者の住所氏名	耕作者の住所氏名
					等位	価額(円)					
	21	田	田	1,476	7	3,542,400	3,988,051	1,457		谷川市大字大原537番地 内村正広	
	63	田	田	1,551	5	4,032,600	4,500,895	1,532	(登) 根拠当権	谷川市大字高島124番地 中島光一	
	65	田	田	1,274	3	3,567,200	3,951,860	1,258	賃借権	同上	谷川市大字大原537番地 内村正広
	64	田	田	1,528	4	4,125,600	4,586,951	1,509		谷川市大字大原362番地 河野聡	
	22	田	田	1,265	6	3,162,500	3,544,443	1,249		同上	
無	45	畑	畑	862	8	1,982,600	2,242,865	851		同上	
	47	田	田	1,812	5	4,711,200	5,258,299	1,789		谷川市大字大原781番地 長谷川雅也	
	46	田	田	1,846	6	4,615,000	4,933,236			同上	
				792m <sup>2</sup> を特に減じた		1,054	2,635,000	2,953,236	1,041		
計				11,614		29,739,100	33,006,600	10,686			
内 訳		田	田	10,752		27,756,500	30,763,735	9,835			
		畑	畑	862		1,982,600	2,242,865	851			
	第1号道路	公衆用道路	道路	1,198						谷川市	
	第2号道路	公衆用道路	道路	1,167						谷川市	
	第3号水路	用悪水路	水路	527						谷川市	
	第4号水路	用悪水路	水路	494						谷川市	
計				3,386							
合 計				15,000		29,739,100	33,006,600	10,686			

4. 換地の明細(大字、字名は換地図参照)

地番	地目	用途	地積(m <sup>2</sup> )	評 定		所有者の氏名	耕作者の氏名
				等位	価額(円)		
33	田	田	1,599	2	4,637,100	内村正広	
34	田	田	1,392	3	3,897,600	中島光一	内村正広
54	田	田	1,368	1	4,104,000	同上	
95	田	田	1,869	2	5,420,100	河野聡	
53	畑	畑	2,031	3	5,686,800	同上	
71	田	田	2,427	1	7,281,000	長谷川雅也	
小 計			10,686		31,026,600		
35	宅地	(非) 集会場用地	792.00	6	1,980,000	谷川市	
52	公衆用道路	道路	912			谷川市観谷1丁目10番1号 農村土地改良区	
計			12,390		33,006,600		
内 訳	田	田	8,655		25,339,800		
	畑	畑	2,031		5,686,800		
	宅地	(非) 集会場用地	792.00		1,980,000		
訳	公衆用道路	道路	912				
73	公衆用道路	道路	1,423			谷川市	
72	用悪水路	水路	581			谷川市	
51	用悪水路	水路	606			谷川市	
計			2,610				
合 計			15,000		33,006,600		

[別紙 2]

## 登記事項証明書

【表題部】 (土地の表示)			調製 平成9年12月8日	地図番号	余白
【不動産番号】	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇				
【所在】	秋葉郡荒井町大字上野字大林			余白	
【①地番】	【②地目】	【③地積】	m <sup>2</sup>	【原因及びその日付】	【登記の日付】
79番1	田		1340	余白	余白
余白	余白		1010	③79番1、79番3に分筆	平成3年2月15日
余白	余白	余白		余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年12月8日
余白	余白		563	③79番1、79番5、79番6、79番7に分筆	平成14年10月20日

【権利部】 (甲区) (所有権に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	所有権移転	昭和62年11月20日 第42923号	昭和60年6月5日相続	共有者 高美郡宝町大字田代字堤28番地 持分3分の1 加藤実子 <u>秋葉郡荒井町大字上野字下見73番地のi</u> 持分3分の1 杉浦光子 西岡郡白山町大字池田字西山31番地の3 持分3分の1 岩瀬初代 順位3番の登記を移記

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 〇〇〇〇〇

1/2

【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
--------	---------	--------------	------	-------------



【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成17年10月20日 第32252号	平成3年10月1日名称地番号 変更	共有者杉浦光子の住所 秋葉郡荒井町大字上野字大田 29番地
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により 移記 平成9年12月8日
2	加藤実子持分全部移転	平成20年2月12日 第2826号	平成19年9月5日相続	共有者 高美郡宝町大字川田字小田30番地 持分3分の1 加藤正夫

【 権 利 部 ( 乙 区 ) 】 ( 所有権以外の権利に関する事項 )				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	賃借権設定仮登記	昭和55年7月7日 第608号	昭和53年2月15日設定	借賃 1年金1万2,000円 支払期 毎月末日 存続期間 契約日から満5年 特約 譲渡、転貸ができる 権利者 高美郡宝町大字田代字堤28番地 加藤忠雄 順位7番の登記を移記
	余白	余白	余白	余白
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により 移記 平成9年12月8日

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 〇〇〇〇〇

2/2

【表題部】 (土地の表示)				調製 平成9年12月8日	地図番号	余白
【不動産番号】	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇					
【所在】	秋葉郡荒井町大字上野字大林				余白	
【①地番】	【②地目】	【③地積】		m <sup>2</sup>	【原因及びその日付】	【登記の日付】
90番	畑			307	余白	余白
余白	宅地			306.88	②③昭和45年9月15日地目変更	昭和45年11月13日
余白	余白	余白			余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年12月8日

【権利部】 (甲区) (所有権に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	所有権移転	昭和12年7月18日 第2760号	昭和12年7月1日売買	所有者 秋葉郡荒井町大字丸根字宮12番地 山下梅松 順位2番の登記を移記
2	所有権移転請求権仮登記	昭和40年11月28日 第19882号	昭和40年11月20日売買予約	権利者 西岡郡前林町大字音羽字中島9番地 吉村勝美 順位3番の登記を移記
	余白	余白	余白	余白
付記1号	2番所有権移転請求権の移転	昭和43年5月25日 第6989号	昭和43年5月24日売買	権利者 西岡郡丸山町大字花の木字大西131番地 澤田忠雄 順位3番付記1号の登記を移記
3	所有権移転	昭和45年11月9日 第35112号	昭和45年9月15日売買	所有者 西岡郡前林町大字若宮字桜田196番地 澤田忠雄 順位4番の登記を移記

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 〇〇〇〇〇

1/3

【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
--------	---------	--------------	------	-------------

【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により 移記 平成9年12月8日

【 権 利 部 ( 乙 区 ) 】 ( 所有権以外の権利に関する事項 )				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	根抵当権設定	昭和46年12月29日 第29488号	昭和46年10月21日金融取引 契約同日設定	元本極度額 金450万円 利息 日歩2銭8厘以内 損害金 日歩4銭 債務者 西岡郡前林町大字若宮字桜田196番地 澤田 忠雄 根抵当権者 西岡郡前林町大字松原字中屋10番地 前林信用金庫 共同担保 目録(お)第3178号 順位4番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権変更	昭和47年6月20日 第13961号	昭和47年4月2日変更	債務者 西岡郡前林町大字若宮字桜田196番地 株式会社 仲屋 順位4番付記1号の登記を移記
付記2号	1番根抵当権変更	昭和57年10月26日 第2835号	昭和57年10月22日変更	極度額 金450万円 債権の範囲 信用金庫取引 保証委託取引 手形債権 小切手債権 順位4番付記3号の登記を移記
2	根抵当権設定	昭和51年2月10日 第427号	昭和51年1月20日設定	極度額 金450万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手債権 債務者 西岡郡前林町大字若宮字桜田196番地 株式会社 仲屋 根抵当権者 西岡郡前林町大字松原字中屋10番地

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
付記1号				前林信用金庫 (取扱店 永田支店) 共同担保 目録(か)第3940号 順位6番の登記を移記
	2番根抵当権変更	昭和57年10月26日 第2837号	昭和57年10月22日変更	債権の範囲 信用金庫取引 保証委託取引 手形債権 小切手債権 順位6番付記2号の登記を移記
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により 移記 平成9年12月8日

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 〇〇〇〇〇

3/3

【表題部】 (土地の表示)	調製 平成9年12月8日	地図番号	余白
---------------	--------------	------	----

【表題部】 (土地の表示)				調製 平成9年12月8日	地図番号	余白
【不動産番号】	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇					
【所在】	秋葉郡荒井町大字上野字大林				余白	
【①地番】	【②地目】	【③地積】		【原因及びその日付】	【登記の日付】	
121番3	田	24		121番1から分筆	昭和45年10月26日	
余白	余白	余白		余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年12月8日	

【権利部】 (甲区) (所有権に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	所有権移転	昭和7年5月8日 第428号	昭和7年5月2日売買	所有者 秋葉郡荒井町大字上野字藤田2番地2 三浦春蔵 順位1番の登記を移記
2	所有権移転請求権仮登記	昭和45年11月21日 第23859号	昭和45年11月21日贈与予約	権利者 秋葉郡荒井町大字上野字藤田2番地2 三浦かずゑ 順位2番の登記を移記
	余白抹消	余白抹消	余白抹消	余白抹消
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により 移記 平成9年12月8日
3	所有権移転	平成17年10月27日 第42134号	昭和48年6月15日相続	所有者 秋葉郡荒井町大字上野字藤田10番地1 三浦かずゑ 代位者 〇〇県 代位原因 土地改良登記令第2条

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
4	2番仮登記抹消	平成18年6月10日 第42121号	昭和48年6月15日権利混同	余白

【 権 利 部 ( 乙 区 ) 】 ( 所有権以外の権利に関する事項 )				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	地上権設定	昭和45年11月29日 第25623号	昭和41年11月28日設定	目的 工作物所有 存続期間 満101年 地代 全期間金4万9,500円 支払期 契約の日と同時に全期間前払 地上権者 中田市中区一の丸二丁目5番 日本用水公団 順位1番の登記を移記
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により 移記 平成9年12月8日

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 〇〇〇〇〇

2/2

【表題部】 (土地の表示)	調製 平成9年12月8日	地図番号	余白
---------------	--------------	------	----

【表題部】 (土地の表示)			調製 平成9年12月8日	地図番号	余白
【不動産番号】	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇				
【所在】	秋葉郡荒井町大字上野字大林			余白	
【①地番】	【②地目】	【③地積】	m <sup>2</sup>	【原因及びその日付】	【登記の日付】
160番	墓地		215	余白	余白
余白	余白	余白		余白	昭和63年法務省令第37号附則 第2条第2項の規定により移記 平成9年12月8日
【所有者】	大字上野共有惣代桑田惣一郎				

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の甲区及び乙区に記載されている事項はない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 〇〇〇〇〇

1/1

【表題部】 (土地の表示)			調製 平成15年10月30日	地図番号	〇〇〇-1
【不動産番号】	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇				
【所在】	西美郡若山町大字篠田字北ノ脇			余白	
【①地番】	【②地目】	【③地積】	m <sup>2</sup>	【原因及びその日付】	【登記の日付】
25番2	田		57	余白	余白
余白	余白		35	昭和58年4月14日一部地目変更 ③25番2、25番5に分筆 国土調査による成果	昭和58年5月10日
余白	余白	余白		余白	昭和63年法務省令第37号附則 第2条第2項の規定により移記 平成15年10月30日

【権利部 (甲区)】 (所有権に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	所有権移転	平成11年3月18日 第1395号	平成8年7月17日相続	所有者 西美郡若山町大字篠田字清水23番地 河合文雄 順位3番の登記を移記
2	条件付所有権移転仮登記	平成11年7月11日 第10956号	平成11年7月2日売買(条件 農地法第3条の許可)	権利者 西美郡若山町大字重良字上木33番地の1 村木広田郎 順位4番の登記を移記
	余白	余白	余白	余白
3	所有権移転	平成12年8月25日 第12995号	平成12年8月24日売買	所有者 西美郡若山町大字重良字上木33番地の1 村木広田郎 順位5番の登記を移記

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 〇〇〇〇〇

1/2

【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
--------	---------	--------------	------	-------------



【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により 移記 平成15年10月30日

【権利部 (乙区)】 (所有権以外の権利に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	地役権設定	昭和48年8月28日 第18684号	昭和48年7月13日設定	目的 地役権者はこの土地に電線路の支持物を除く送電線路を設置し、並びにその保全のためこの土地に入ることができる 地役権設定者はこの土地に送電線路の最下垂時における電線から3mの範囲に入る建造物の構造または工作物の設置、竹木の植栽ができない 範囲 中央部17㎡ 要役地 幸田市大坪町大井10番地 地役権図面第514号 順位1番の登記を移記
付記1号	1番地役権変更	余白	余白	範囲 北部に於て五角形6・58㎡ 地役権図面第136号 昭和58年5月10日付記 順位1番付記1号の登記を移記
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により 移記 平成15年10月30日

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

【表題部】 (土地の表示)				調製 平成15年10月30日	地図番号	〇〇〇-1
【不動産番号】		〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇				
【所在】	西美郡若山町大字篠田字北ノ脇			余白		
【①地番】	【②地目】	【③地積】	m <sup>2</sup>	【原因及びその日付】	【登記の日付】	
38番5	畑		316	38番1から分筆 国土調査による成果	昭和59年7月15日	
余白	余白	余白		余白	昭和63年法務省令第37号附則 第2条第2項の規定により移記 平成15年10月30日	

【権利部】 (甲区) (所有権に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	所有権移転	昭和45年10月9日 第16484号	昭和20年3月26日木俣幸太郎 家督相続昭和45年7月10日相 続	所有者 西美郡若山町大字篠田字丸山975番地 木俣秀則 順位1番の登記を移記
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により 移記 平成15年10月30日
2	所有権一部移転	平成17年11月28日 第29355号	平成17年11月28日贈与	共有者 西美郡若山町大字新田字ロノ割52番1 持分3分の1 木俣誠 西美郡若山町大字篠田字丸山975番地 持分3分の1 木俣ひろ子

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 〇〇〇〇〇

1/2

【権利部】 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)				
-----------------------------	--	--	--	--

【 権 利 部 ( 乙 区 ) 】 ( 所有権以外の権利に関する事項 )				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原 因】	【権利者その他の事項】
1	木俣秀則持分根抵当権設定	平成7年10月14日 第31687号	平成7年10月14日設定	極度額 金300万円 債権の範囲 消費貸借取引 当座貸越取引 売買取引 手形割引取引 保証取引 保証委託取引 手形債権 小 切手債権 債務者 西美郡若山町大字篠田字丸山975番地 木 俣 秀 則 根抵当権者 西美郡若山町大字篠田字小淵15番地 若 山 農 業 協 同 組 合 共同担保 目録(つ)第1578号 順位1番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権移転	平成18年6月8日 第5747号	平成15年4月1日合併	根抵当権者 西美郡若山町大字篠田字小淵15番地 西 美 北 農 業 協 同 組 合
付記2号	1番根抵当権変更	平成18年6月8日 第5748号	平成18年6月8日変更	極度額 金1,000万円
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により 移記 平成15年10月30日
2	抵当権設定	平成18年6月8日 第5750号	平成18年6月8日金銭消費貸 借同日設定	債権額 金1,150万円 利息 年3・2%(年365日日割計算) 損害金 年14%(年365日日割計算) 債務者 西美郡若山町大字篠田字丸山975番地 木 俣 秀 則 抵当権者 西美郡若山町大字篠田字小淵15番地 西 美 北 農 業 協 同 組 合 共同担保 目録(に)第2159号

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 〇〇〇〇〇

2/2

【表題部】 (土地の表示)			調製 平成15年10月30日	地図番号	〇〇〇-1
【不動産番号】	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇				
【所在】	西美郡若山町大字篠田字北ノ脇			余白	
【①地番】	【②地目】	【③地積】	m <sup>2</sup>	【原因及びその日付】	【登記の日付】
120番2	畑		1165	②年月日不詳地目変更 ③錯誤 国土調査による成果	昭和50年9月28日
余白	余白	余白		余白	昭和63年法務省令第37号附則 第2条第2項の規定により移記 平成15年10月30日

【権利部】 (甲区) (所有権に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	所有権移転	昭和59年10月20日 第26189号	昭和59年4月24日相続	共有者 西美郡宮町大字立田字森中25番地 持分2分の1 大竹郁子 西美郡宮町大字立田字森中25番地 持分2分の1 大竹正義 順位3番の登記を移記
2	大竹郁子持分全部移転	平成10年11月14日 第38324号	平成10年1月10日相続	所有者 西美郡宮町大字立田字森中25番地 持分2分の1 大竹正義 順位4番の登記を移記
3	差押	平成15年7月4日 第16315号	平成15年7月4日差押	債権者 愛豊市 順位5番の登記を移記

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 〇〇〇〇〇

1/3

【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
--------	---------	--------------	------	-------------

【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により 移記 平成15年10月30日
4	参加差押	平成19年5月28日 第9875号	平成19年5月28日参加差押	債権者 愛豊市

【 権 利 部 ( 乙 区 ) 】 ( 所有権以外の権利に関する事項 )

【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	大竹正義持分根抵当権設定	平成8年8月29日 第19587号	平成8年8月14日設定	極度額 金2,000万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 手形貸付取引 証書貸付取引 手形割引取引 保証取引 手形債権 小切手債権 債務者 西美郡宮町大字立田字森中25番地 大竹正義 根抵当権者 西美郡若山町大字篠田字伊那5番地 羽生光男 共同担保 目録(つ)第555号 順位1番の登記を移記
2	1番根抵当権抹消	平成11年10月18日 第35178号	平成11年10月18日解除	余白
3	根抵当権設定	平成13年2月21日 第4879号	平成13年2月21日設定	極度額 金8,000万円 債権の範囲 信用組合取引 手形債権 小切手債権 債務者 西美郡宮町大字立田字森中25番地 大竹正義 根抵当権者 愛豊市西区富士見二丁目4番2号 信用組合 愛豊商銀

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

【 権 利 部 ( 乙 区 ) 】 ( 所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項 )				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
				共同担保 目録(つ)第7789号 順位2番の登記を移記
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により 移記 平成15年10月30日

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 〇〇〇〇〇

3/3

原 戸 籍 謄 本  
除 籍 謄 本  
全 部 事 項 証 明 書

本籍

〇〇懸中山郡高畑村大字原山字入船貳百参拾壹番地

前戸主

浅倉大助

本籍ニ於テ出生父浅倉大助届出明治四拾叁年五月拾九日受付入籍<sup>㊦</sup>  
出生事項中出生ノ場所及び届出人ノ資格並ニ氏名身分登記ニ因リ記載<sup>㊦</sup>

大正拾四年参月貳拾四日前戸主大助死亡ニ因リ家督相続届出同年四月拾五日受附<sup>㊦</sup>

大正拾四年五月貳拾壹日親権ヲ行フモノナキニ因リ後見開始同年六月拾四日後見人中山郡高畑村大字原山字入船貳百四拾叁番地浅倉坂治郎就職ニ付届出同日受附<sup>㊦</sup>

昭和五年五月拾日被後見人成年ニ達シタルニ付キ後見終了同月拾壹日受附<sup>㊦</sup>

平松陽子ト婚姻届出昭和六年参月壹日受附<sup>㊦</sup>

妻陽子ト協議離婚届出昭和九年拾壹月六日受附<sup>㊦</sup>

村上なみト婚姻届出昭和拾年参月貳拾日受附<sup>㊦</sup>

昭和参拾年四月壹日行政区画変更につき同日本籍欄中「大山町」と更正<sup>㊦</sup>

昭和参拾貳年法務省令第二十七号により昭和参拾参年四月壹日日本籍改製<sup>㊦</sup>

昭和参拾貳年法務省令第二十七号により昭和参拾四年拾月拾七日あらたに戸籍を編製したため本戸籍削除<sup>㊦</sup>

戸主

浅倉 正晴

前戸主

亡 浅倉大助長男

父

亡 浅倉大助

母

亡 みつ

男長

生出

明治四拾叁年五月拾壹日

中山郡寺部村大字白鳥八拾番戸主高須広太郎長女大正拾貳年貳月貳拾四日浅倉大助ト婚姻届出同日入籍<sup>㊦</sup>

大正拾四年壹月貳拾四日夫大助死亡ニ因リ婚姻解消<sup>㊦</sup>

中山郡寺部村大字白鳥八拾番戸高須広太郎家籍ニ入籍届出大正拾四年参月貳拾日寺部村長原田敬三郎受附同月貳拾貳日送付除籍<sup>㊦</sup>

継母

高須広太郎

かへ

女長

妻

まつよ

中山郡高畑村大字原山字植田貳百貳拾六番地戸主平松健太郎参女昭

和六年参月壹日浅倉正晴ト婚姻届出同日入籍<sup>㊦</sup>

昭和九年拾壹月六日夫正晴ト協議離婚届出同日受附除籍<sup>㊦</sup>

父

平松健太郎

又工

女参

母

又工

陽子

女参

生出

大正貳年九月参日



<p>中山郡高畑村大字原山字入船貳百参拾壹番地ニ於テ出生父浅倉正晴 届出昭和七年貳月壹日受附入籍⑤</p>									
<p>太田啓介と婚姻夫の氏を称する旨届出昭和参拾貳年五月貳拾日受附 中山郡大山町大字横田字天神山四十二番地に新戸籍編製につき除籍⑥</p>									
<p>中山郡高畑村大字原山字入船貳百参拾壹番地ニ於テ出生父浅倉正晴 届出昭和九年四月拾壹日受附入籍⑤</p>					<p>中山郡高畑村大字原山高畑字西川原参拾四番地戸主青山文博同人妻 直子ト養子縁組届出昭和拾年参月拾日受附除籍⑥</p>				
<p>中山郡桜井町大字白浜字赤羽壹番地ノ五戸主村上ゆう妹昭和拾壹年 参月貳拾日浅倉正晴ト婚姻届出同日入籍⑤</p>									
<p>中山郡高畑村大字原山字入船貳百参拾壹番地ニ於テ出生父浅倉正晴 届出昭和拾壹年五月拾参日受附入籍⑤</p>									
<p>男 長</p>					<p>妻</p>				
生出	<p>昭和拾壹年五月壹日</p>				生出	<p>明治四拾参年拾壹月八日</p>			
	<p>浅</p>					<p>存み</p>			
		母	父			母	父		
		存み	浅倉 正晴			村上アイ			
		男長				女			
<p>女 二</p>					<p>女 長</p>				
生出	<p>昭和九年四月参日</p>				生出	<p>昭和七年壹月拾八日</p>			
	<p>惠美子</p>					<p>由紀代</p>			
		母	父			母	父		
		陽子	浅倉 正晴			陽子	浅倉 正晴		
		女二				女長			

												千種市高権區六条町三丁目参拾壹番地ニ於テ出生父浅倉正晴届出昭 和拾八年七月貳拾五日高権區長佐野豊受附同年八月四日送付入籍印											
												昭和貳拾貳年七月貳拾八日本籍で出生父浅倉正晴届出同年八月八日 受附入籍印											
						女 長						男 貳											
生出		母		父		生出		母		父		生出		母		父							
												昭 和 貳 拾 貳 年 七 月 貳 拾 八 日		浅 倉 正 晴 女 長		昭 和 拾 八 年 七 月 貳 拾 参 日		浅 倉 正 晴 男 貳					
						知子						和彦											

除	昭	和	平	明	父	浅	村	昭	倉	茂	昭	平	茂	昭	生	母	明	昭	平	茂	昭	生	父	川	山	中
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

除籍

本籍

〇〇県中山郡大山町大字原山字入船二百三十一番地

氏名

浅倉 正晴

昭和参拾貳年法務省令第二十七号により昭和参拾参年四月

吉日改製につき昭和参拾四年拾月拾七日本戸籍編製

平成四年貳月貳日削除

明治四拾参年五月拾壹日中山郡高畑村大字原山二百九十七番戸で出生

父浅倉大助届出同月拾九日受附入籍

村上なみと婚姻届出昭和拾壹年参月貳拾日受附

昭和五拾壹年五月八日午前貳時参拾分中山郡大山町で死亡同日親族浅

倉茂届出除籍

父 亡 浅倉大助 長

母 亡 なみ 男

正晴

夫

生出 明治四拾参年五月拾壹日

昭和拾壹年参月貳拾日浅倉正晴と婚姻届出中山郡桜井町大字白浜字赤

羽巻番地の五村上ゆう戸籍より同日入籍

明治四拾参年拾壹月八日中山郡桜井町大字白浜字赤羽巻番地の五で出

生母村上アイ届出同月拾五日受附入籍昭和参拾五年拾月拾壹日記載

昭和五拾壹年五月八日夫正晴死亡

平成四年貳月壹日午後九時五分中山郡大山町で死亡同月貳日親族浅倉

茂届出除籍

昭和拾壹年五月壹日中山郡高畑村大字原山字入船二百三十一番地で出

生父浅倉正晴届出同月拾参日受附入籍

川村由美と婚姻夫の氏を称する旨届出昭和参拾四年六月貳拾壹日受附

中山郡大山町大字原山字入船二百三十一番地に新戸籍編製につき除籍

生出 明治四拾参年拾壹月八日

父

浅倉正晴

長

母

なみ

男

妻

なみ

父

亡 村上アイ

女

浅

生出 昭和拾壹年五月壹日



改製原戸籍

平成六年法務省令第五十一号附則第二条第一項  
による改製につき平成拾五年拾壹月貳拾九日削除

本籍		〇〇県中山郡大山町大字原山字入船二百三十一番地	
籍		氏名	
		浅倉 茂	
婚姻の届出により昭和参拾四年六月貳拾壹日夫婦につき本戸籍編製			
父	浅倉 正晴	母	なみ
長男		男	
父	未	母	茂
出生	昭和拾壹年五月壹日	出生	昭和参拾五年六月七日
父	亡 川村 勘助	父	茂
母	千代	母	由美
三女		長男	
父	昭 和 九 年 五 月 壹 日 落 合 郡 大 浜 町 字 海 老 二 十 八 番 地 の 三 で 出 生 父 川 村 勘 助 届 出 同 月 拾 参 日 受 附 入 籍	父	昭 和 参 拾 五 年 六 月 七 日 久 保 市 本 町 七 丁 目 二 十 番 地 で 出 生 父 浅 倉 茂 届 出 同 月 貳 拾 壹 日 久 保 市 長 受 附 同 月 参 拾 日 送 付 入 籍
母	昭 和 参 拾 四 年 六 月 貳 拾 壹 日 浅 倉 茂 と 婚 姻 届 出 中 山 郡 福 田 町 字 神 明 百 八 十 番 地 の 志 川 村 勘 助 戸 籍 より 同 日 入 籍	妻	由 美
妻	平 成 拾 壹 年 六 月 七 日 午 後 拾 壹 時 貳 拾 分 中 山 郡 大 山 町 で 死 亡 同 月 九 日 親 族 浅 倉 茂 届 出 除 籍		
英 治			

(1の1)

全部事項証明

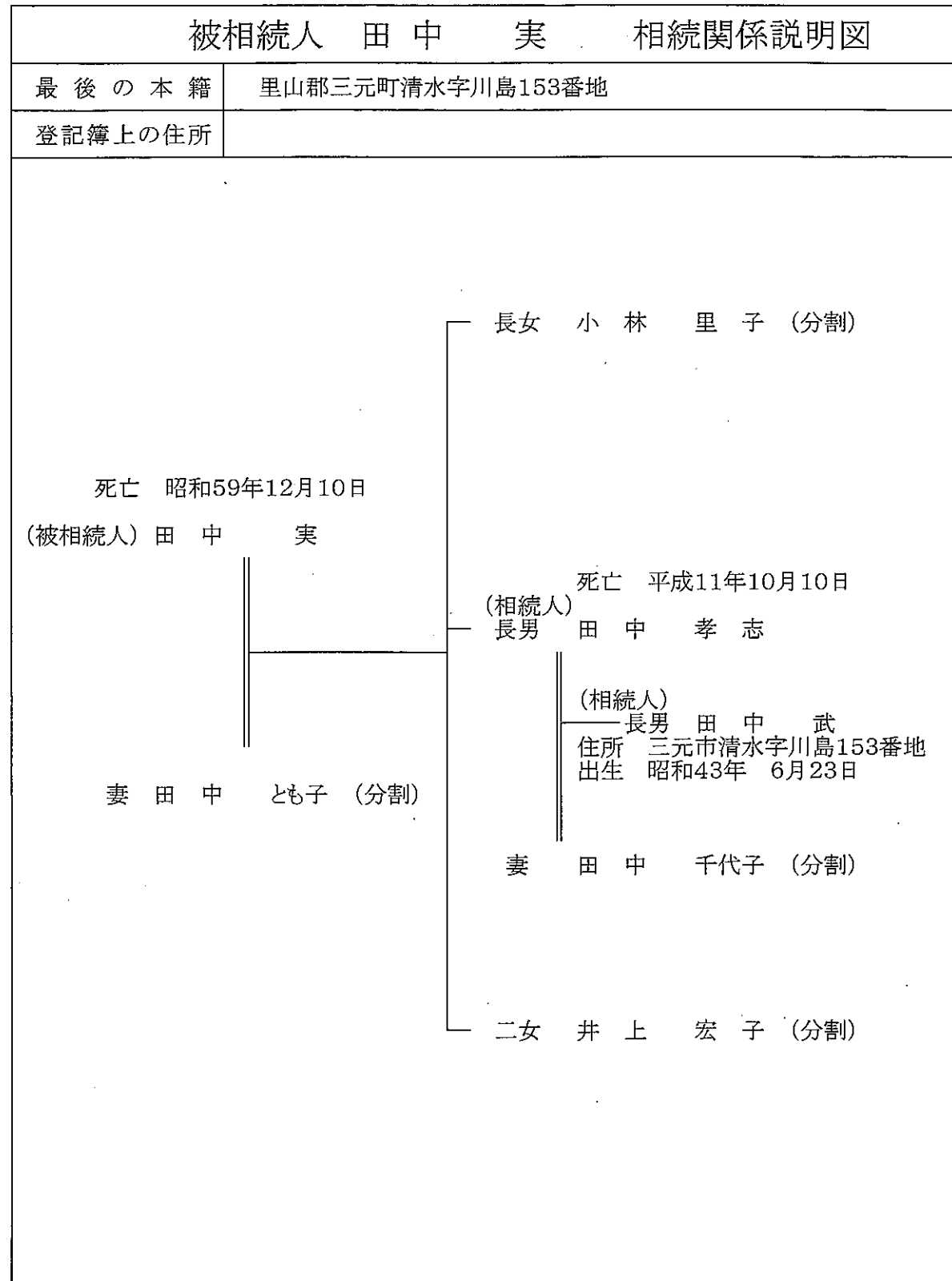
本籍氏名	〇〇県中山郡大山町大字原山字入船231番地 浅倉 茂
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成15年11月29日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記録されている者  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">除 籍</div>	【名】 茂 【生年月日】昭和11年5月1日 【父】 浅倉正晴 【母】 浅倉なみ 【続柄】 長男
戸籍に記録されている者	【名】 英治 【生年月日】昭和35年6月7日 【父】 浅倉茂 【母】 浅倉由美 【続柄】 長男
身分事項 出生	【出生日】昭和35年6月7日 【出生地】〇〇県久保市 【届出日】昭和35年6月21日 【届出人】 父 【送付を受けた日】昭和35年6月30日 【届出人】 〇〇県久保市長
	以下余白

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

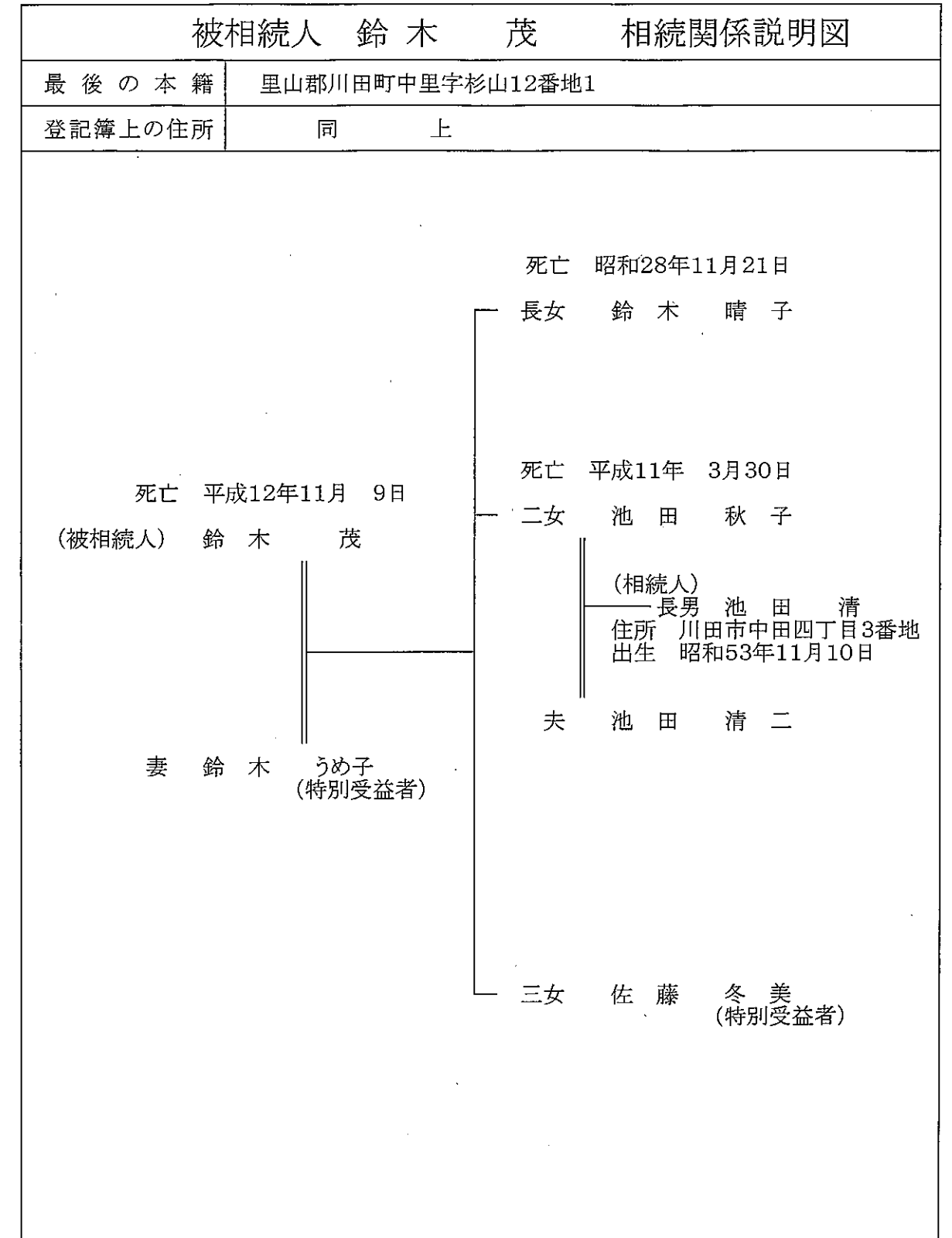
[別紙 4]

## 相 続 関 係 説 明 図

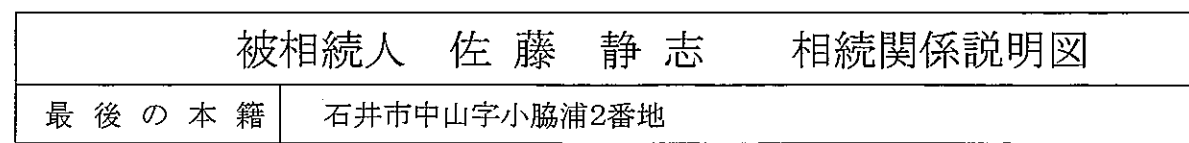
(その1)



(その2)



(その3)





被相続人 佐藤 静志 相続関係説明図

最後の本籍 石井市中山字小脇浦2番地

登記簿上の住所 同上

伊東 秀美

子 伊東 金太  
(特別受益者)

死亡 平成19年 3月 1日

(被相続人) 佐藤 静志

長女 山本 弘子  
(特別受益者)

(相続人)妻 佐藤 智子  
住所 石井市中山字小脇浦2番地  
出生 昭和28年 3月28日

二女 斉藤 佳子  
(特別受益者)

(相続人)  
長男 佐藤 静夫  
住所 石井市中山字小脇浦8番地  
出生 昭和59年 8月15日

## 所有權登記名義人関係書類

不在籍証明書

**証 明 書**

(住 所) 三元市清水字川島158番地

(氏 名) 井 上 哲 男  
昭和38年10月10日生

上記の者について、上記記載のところには、戸籍、原戸籍、除籍簿上に本籍の記載がないことを証明する。

平成00年0月00日

〇〇県三元市長 〇〇 〇〇〇 市長印

※ 住民登録(住民基本台帳除票)上に記載がないことの不在住証明書も、上記と同じく受けているものとし省略する。

戸籍を証する書類

(その1)

(1の1)		個人事項証明
本 籍 名	〇〇県三元市清水字川島158番地 井上 哲夫	
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成12年3月15日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製	
戸籍に記録されている者	<b>【名】哲夫</b> 【生年月日】昭和38年10月10日 【配偶者区分】夫 【父】井上太朗 【母】井上華子 【続柄】長男	
身分事項	出 生 【出生日】昭和38年10月10日 【出生地】〇〇県里山郡三元町 【届出日】昭和38年10月13日 【届出人】父	
婚 姻	【婚姻日】平成10年10月10日 【配偶者氏名】田中宏子 【従前戸籍】〇〇県三元市清水字川島153番地 田中 実	
以下余白		
発行番号000000		
これは、戸籍中の一部の者について記録されている事項の全部を証明した書面である。		
平成00年0月00日		〇〇県三元市長 〇〇 〇〇〇 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市長印</span>

※ 住所は本籍と同じとし、住所を証する書類は省略する。

戸籍の附票

		(1の1)	附票の個人証明
氏名	本籍		
長谷川 清	桜町四丁目 〇〇県川田市北野字中島30番地		
附票記録事由欄	平成16年12月18日改製		
名	住 所	住所を定めた日	記録事項欄
清	〇〇県川田市北野字中島30番地	平成6年4月3日	
	〇〇県川田市北野字中島29番地	平成17年9月18日	
	〇〇県川田市桜町四丁目10番11号	平成17年9月18日	平成18年 2月13日 住居表示実施により 修正

発行番号000000

これは、戸籍中の一部の者について記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成00年0月00日

〇〇県川田市長 〇〇 〇〇〇

市長印

住 民 票

		住民とな った日	昭和45年 3月29日	住民票コード	省 略
氏名	長谷川 清	続柄	世帯主	世帯主	長谷川 清
生年月日	昭和45年3月29日	性別	男		
住 所	川田市桜町四丁目10番11号			住所を定めた日	平17. 9.18 届出年月日 平17. 9.19
本籍	〇〇県川田市桜町四丁目30番地			筆頭者	長谷川 清
従前転出	〇〇県川田市北野字中島29番地			平18. 2.13	住居表示
平17. 9.19転居届					

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

平成00年0月00日

〇〇県川田市長 〇〇 〇〇〇

市長印

# 地 積 測 量 図

座標求積表

地番 (B) 55-2				
測点	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	(X <sub>n+1</sub> -X <sub>n-1</sub> ) Y <sub>n</sub>	距離
R2	-213758.663	1064.126	-6439.026426	55.563
R1	-213763.507	1119.477	-3153.566709	8.977
K554	-213761.480	1110.732	6721.039332	46.711
K548	-213757.456	1064.195	2997.837315	1.209
倍面積			126.283512	
面積			63.1417560	
地積			63 m <sup>2</sup>	

地番 (A) 55-1				
測点	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	(X <sub>n+1</sub> -X <sub>n-1</sub> ) Y <sub>n</sub>	距離
K549	-213781.364	1062.816	-29090.336736	89.700
K556	-213786.034	1152.394	3003.138764	7.900
H151	-213778.758	1149.316	16083.528104	7.903
H137	-213772.040	1145.153	19548.906868	11.424
K79	-213761.687	1140.324	7225.092864	12.060
K78	-213765.704	1128.953	-2054.694460	9.727
R1	-213763.507	1119.477	7882.237557	55.563
R2	-213758.663	1064.126	-19002.097982	22.739
倍面積			3595.774974	
面積			1797.8874870	
地積			1797 m <sup>2</sup>	

地番	55	
公簿	合計面積	誤差面積
1876	1861.02922430	14.9707570
	地積	14.97 m <sup>2</sup>

(測量精度区分 甲3 許容範囲を超える)  
許容値 = (0.10 + 0.02 √1876) √1876 = 10.03m

引照点座標

T-1 (プラ杭)	X座標	-213746.073
	Y座標	1065.600
T-2 (金属標)	X座標	-213746.784
	Y座標	1143.508

測地系	世界測地系		
既知点の名称及び座標値	X座標	Y座標	備考
電子基準点 大内	-218716.954	935.472	金属標
電子基準点 横山	-202345.057	9668.560	金属標
四等三角点 青蘇	-214159.417	-1853.456	みかげ石
公共座標取得日	平成21年1月27日		

